

旭川ハーフマラソン実行委員会及びバーサーロペット・ジャパン組織委員会に
おける過年度分の納税について

1 事案の概要

昨年11月、旭川冬まつり実行委員会等、本市の一部外郭団体において、法人税及び消費税の課税対象事例が発生したことに伴い、「旭川ハーフマラソン実行委員会」及び「バーサーロペット・ジャパン組織委員会」について、現在事務局を担う公益財団法人旭川市スポーツ協会が税務署と協議を行った結果、過年度における法人税及び消費税、地方消費税の課税対象者であると判定され、7月3日までに過去5年分（平成30年度から令和4年度分）の本税及び加算税、延滞税を納付したものの。

2 納付税額

(1) 旭川ハーフマラソン実行委員会

納付税額（総計）	551,200円
（内訳）	
ア 法人道民税，法人事業税，特別法人事業税	100,000円
イ 法人市民税	300,000円
ウ 消費税及び地方消費税	109,500円
エ 延滞税（消費税，法人道・市民税）	36,700円
オ 無申告加算税（消費税）	5,000円

(2) バーサーロペット・ジャパン組織委員会

納付税額（総計）	1,778,900円
（内訳）	
ア 法人税及び地方法人税	759,900円
イ 法人道民税，法人事業税，特別法人事業税	348,900円
ウ 法人市民税	378,100円
エ 消費税及び地方消費税	102,100円
オ 延滞税（法人税・消費税）	137,900円
カ 無申告加算税（法人税・消費税）	52,000円

3 再発防止策

税務関係法令の認識不足が原因であり、団体内において周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努める。